

防犯カメラの運用に関する基準

共同住宅名：_____

共同住宅住所：_____

団体名：_____

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この基準は、上記共同住宅に、調布市防犯機器等購入緊急補助事業を活用して設置した防犯カメラについて、管理及び運用に関して必要な事項（以下、「運用基準」という）を定めることにより、その撮影又は記録した映像データの管理等、適正な運用を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 防犯カメラとは、一定区域における犯罪の抑止又は犯罪被害の防止（これらを副次目的とする場合を含む）に資するため、共同住宅の共有部に固定して設置された撮影装置で、映像表示又は映像記録の機能を有するものをいう。（専ら特定の私有財産又は公有財産の保護・管理等に供せられるものは除く。）

(基本的な考え方)

第3条 この基準は、防犯カメラを設置又は管理するものが実施に努めるべき方策等を示すものとし、犯罪の未然防止等の防犯カメラの有用性と個人のプライバシーの保護との調和を図ることを重点に運用するものとする。

第2章 管理責任者の責務等

(防犯カメラ設置者の責務)

第4条 設置団体は、防犯カメラの設置にあたり、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 防犯カメラの管理及び運用に関する責任者（以下、「管理責任者」という）を置く。
- (2) 防犯カメラの撮影対象区域を明確にし、かつ、必要最小限度の範囲とする。
- (3) 防犯カメラの管理及び運用に関する業務を外部に委託する場合は、運用基準に定める事項を受託者に遵守させる。

(管理責任者の設置)

第5条 防犯カメラの管理及び運用に関する管理責任者は、団体の代表者とする。

(防犯カメラ管理責任者等の責務)

第6条 管理責任者及び防犯カメラを取り扱う者（以下「防犯カメラ管理責任者等」という。）は、次に

掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 運用基準を遵守し、適正な管理及び運用を図ること。
- (2) 映像データの録画、保管、廃棄、開示等の管理状況を記録しておくこと。
- (3) 映像データを加工しないこと。
- (4) 映像データは施錠設備のある施設に保管するなど、盗難、漏えい、滅失及び損傷等の防止のために必要な措置を講ずること。
- (5) 映像データから知り得た情報をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
また、防犯カメラ管理責任者等でなくなった場合も同様とする。
- (6) 映像データへのアクセスは原則として管理責任者が行う。ただし、管理責任者以外の者が取り扱う場合は、管理責任者の許可を受けること。
- (7) 映像又は音声の記録（以下「記録」という。）について、個人情報としてプライバシー保護のため、無線によるシステム構築の際、容易に他者が情報を傍受できないものとすることや、カメラのパスワードを確実に初期値から変更することなどにより、厳正な管理を行うこと。

（映像データの目的外使用及び外部提供の禁止）

第7条 管理責任者は、次に掲げる場合を除き、映像データを目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

- (1) 捜査機関から犯罪捜査の目的で公文書による要請（法令等に基づくものに限る。）を受けた場合
- (2) 前号に規定するもののほか、法令等に定めのある場合
- (3) 個人の生命、身体又は財産を守る等の緊急かつやむを得ない理由があると認められる場合

（苦情処理）

第8条 管理責任者は、防犯カメラの管理、運用等に関する苦情を受けたときは、速やかに対応し、適切な措置を講じなければならない。

（報告等）

第9条 管理責任者は、調布市長からその管理する防犯カメラの管理、運用について報告を求められたときは、これに応じるものとする。

また、この報告により、市長から当該違反する行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告されたときは、これに応じるものとする。